

# 今治市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成19年9月12日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市長が今治市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定し、その表示をすることについて必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事務所、工場その他活動の拠点となる事業所をいう。
- (2) 消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。） 市長が消防団活動に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。） 協力事業所に対して、交付した表示証をいう。
- (4) 機能別消防分団 消防庁通知（平成17年1月26日付け消防消第18号）に基づき、特定の活動・役割及び大規模災害等に参加する分団をいう。
- (5) 消防団長等 消防団長及び自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(認定申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、市長に今治市消防団協力事業所認定申請書（別記様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、市長に消防団協力事業所認定推薦書（別記様式第2号）により、当該事業所の意思を確認した上で推薦することができる。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦を受けたときは、当該事業所等が、消防関係法令上の違反がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、2名以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- (5) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与してい

ると、市長が認める事業所等

(認定期間)

第5条 協力事業所としての認定の有効期間は2年間とする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、その有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証（別記様式第3号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、当該市町村長と協議の上、当該市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、第5条に規定する認定期間に限り表示証を表示し、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告内に利用することができる。

2 認定の効力が失効した事業所等については、表示を行うことができない。

3 第1項の規定により表示証を利用する場合は、別記様式第3号の寸法を同率に拡大又は縮小して利用するものとする。

(整理簿の備え付け)

第8条 認定に際して、市長は、今治市消防団協力事業所認定整理簿（別記様式第4号）を備え付け、事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(更新)

第9条 市長は、第5条の認定期間を経過する前に協力事項の現状及び認定の継続の意思を確認した上で、認定を更新できる。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により認定を受けたとき、又はその他協力事業所としての認定が適当でないときと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取り消した旨及びその理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、今治市消防団への協力内容、その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月4日から施行する。

今治市消防団協力事業所認定申請書

年 月 日

今治市長 様

協力事業所所在地 \_\_\_\_\_

協力事業所名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

担 当 者 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

今治市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 協力内容（該当する項目に○を付けてください。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		従業員等が消防団員として、2名以上入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		事業所に機能別分団等を配置している。
5		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

2 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	備 考

3 添付資料

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的にわかる書類

様式第2号(第3条関係)

消防団協力事業所認定推薦書

年 月 日

今治市長 様

推薦者 職・氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

今治市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3の規定により、下記のとおり推薦します。

記

1 推薦事業所等

事業所等所在地 \_\_\_\_\_

事業所等名称 \_\_\_\_\_

代 表 者 \_\_\_\_\_

担 当 者 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目番号	○印	取 組 内 容
1		2名以上の従業員が消防団に入団している。
2		従業員の就業時間中における消防団活動について積極的に配慮している。
3		災害時における資器材等の提供するなど消防団活動に協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の防災力の充実強化に寄与している。

3 従業員等の消防団所属状況

従業員名	所属消防団名	備 考

4 審査に必要な資料

協力内容が具体的に分かるものを添付又は簡記してください。

- ・会社案内・パンフレット等
- ・上記項目の協力内容が具体的に分かる書類

記入欄	【特記事項】
-----	--------

様式第3号 (第6条関係)



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。  
 2 色は、次の表のとおりとする。

		色 (CMYK値による色指定)
①	地色 (中央部)	青 (C: 50%, M: 5%, Y: 0%, K: 0%)
②	地色 (上下部)	青 (C: 85%, M: 40%, Y: 25%, K: 12%)
③	表示マーク (面)	赤 (C: 0%, M: 95%, Y: 90%, K: 0%)
④	文字、枠線	銀

今治市消防団協力事業所整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (要綱第4条関係) ※該当項目に☑	表示連名市町村	備 考 ※該当に☑
		所在地	現表示有効期間			
		担当・連絡先	更新回数			
1				☐1 ☐2 ☐3 ☐4 ☐5		☐申請☐推薦
2				☐1 ☐2 ☐3 ☐4 ☐5		☐申請☐推薦
3				☐1 ☐2 ☐3 ☐4 ☐5		☐申請☐推薦
4				☐1 ☐2 ☐3 ☐4 ☐5		☐申請☐推薦
5				☐1 ☐2 ☐3 ☐4 ☐5		☐申請☐推薦